

# 仕様書等に関する質問及び回答

委託番号	45	件名	人工知能を活用した特定健康診査受診率向上事業業務
------	----	----	--------------------------

担当（回答）課	健康局保健医療部国保年金課
---------	---------------

No.	質問事項	回答事項
1	<p>仕様書 3 業務内容 (2) 受診勧奨業務 キ 勧奨対象者の最終決定及び発送 「全件印刷・発送前に必ず甲乙でハガキのサンプルで現物確認を行い、成果物の不適合がないことを確認した上で印刷・発送を行うものとする。なお、転居等の情報等については、発送時に反映させる。」</p> <p>現物確認や転居情報の反映タイミングを含む業務スケジュールおよびフロー図を業務開始時に提出し甲乙合意するという認識でよろしいでしょうか。 また、適切な期日までに甲乙の合意ができない、または業務開始時に認識確認のための資料提出ができない場合は参加資格がないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>資料提出やフロー図の提出は必須ではありません。しかし、全件の印刷・発送前に甲乙でハガキのサンプルで現物確認ができない、または転居等の情報等について、発送前に反映できなければ、仕様書の内容を満たしているとは判断できません。</p>
2	<p>仕様書 3 業務内容 (3) 勧奨結果の分析・効果検証・報告業務 ウ 「中核市規模の自治体間での比較分析を実施したものであること。」</p> <p>中核市規模の自治体間の比較分析について、以下3点についてご教示ください。 ①中核市規模の自治体とは、中核市の指定を受けているという認識でよろしいでしょうか。 ②比較分析について、分析項目の指定等あればご教示ください。 ③比較分析について、全中核市の約1/3である20自治体程度の比較を想定しておりますが、最低何自治体との比較分析が必要でしょうか。 また、上記3点の比較分析が実施できない場合は、参加資格がないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>①お見込みのとおりです。 ②人工知能を用いたデータ分析により、対象者を特徴別に7つ以上のグループに分類することとしているが、そのグループごとの特定健康診査受診結果を比較分析すること。なお、仕様書のとおり、過去の特定健康診査受診結果を含むものとし、詳細については、甲乙協議の上決定します。 ③自治体数の制限はありませんが、データ分析において統計上信頼度の高いデータ分析を行う必要があります。 なお、入札参加資格についてはお見込みのとおりです。</p>
3	<p>仕様書 7 その他の特記事項 (4) 「乙はデータ分析に人工知能を用いていることを証明する資料（本件契約と同種の契約において人工知能を活用した実績内容や、人工知能の特許証など）を契約後に提出するものとする。」</p> <p>データ分析に人工知能を用いていることを証明する資料が提出できない、又は人工知能を用いていない場合でも、入札参加資格がないものと判断するという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>自治体での受診勧奨業務において、5%以上の受診率向上実績を有することを証明するような資料について、契約後に提出願います。入札参加資格については、お見込みのとおりです。</p>